

令和7年度通学路危険箇所改善要望一覧

■令和8年4月現在

	学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	環境整備	軽微な修 繕	大工事	その他	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
1	三次小	道線 三次市三次町 中ペーカリーの横の家	今にもベランダが崩れて落ちてきそうなため、建物の下を子ども達が通るとき、危険を感じる。	市土木課	子ども達に危険が及ばないように、立ち入り禁止のコーンを置くか、その場所を通れないように目印を付けてほしい。					○			○		カラーコーンおよびバーを設置しました。
2	三次小	国道375号 三次市三次町 大内通 三次小学校前 歩道橋	積雪による階段の凍結により児童が転倒する現場を見守りの保護者の方々が見ていて、危険だと感じている。	県維持課	積雪時に凍結し、すべて転倒する児童が何人もいるため、凍結防止剤を散布していただくことを要望する。					○				○	積雪時は、危険なため歩道橋の使用をやめて、最寄りの横断歩道を使用していただきたい。
3	粟屋小	国道54号から江の川に沿いの側道に抜ける道路 三次市粟屋町2346番地2 粟屋小学校 給食運搬車搬入口側	2つの登校班の通学路となっている。登下校時、児童が歩く右側に側溝があり、それを塞ぐ板がない箇所が数十メートル続いている。(途中まではある。)児童が誤って転落する可能性がある。	※市道ではない 市教育委員会 (学校敷地)	側溝を塞ぐ、蓋を設置していただきたい。 ※ 昨年度に引き続き要望	○	○								
4	粟屋小	国道54号 三次市粟屋町2285から2345番地4 焼肉マッサラン前54号線を挟んで向かい側～車のナカオカ前(地下道付近)	国道54号で、トラック等の大型車両が多く通る。その脇の歩道を通って通学するが、ガードレールがない。	国土交通省	ガードレールの設置。 ※ 昨年度に引き続き要望	○			○					○	対象区間は、概ね見通しの良い直線で有り、且つ沿線の店舗等の出入口が点在しているためガードレール(車両用防護柵)設置は難しい。
5	十日市小	三次市十日市東3丁目6番から十日市東2丁目8番の境 福原内科胃腸科のある交差点	登校時の交通量はもちろん、下校時の交通量も多い場所ですが、信号機はありません。歩行者がいても一旦停止しない車もあります。小道からはお互いに見えにくいです。	市土木課 警察	信号機設置や通学路があることをお知らせする看板を設置してほしい。				○			①	②	①看板の設置はできませんが、注意喚起のため横断歩道にブルーラインを設置しました。 ②信号機の設置基準を満たさないため、設置不可。(警察)	
6	八次小	市道宮森宮田線 三次市島敷町 八次中学校～給食センター	八次中学校から給食センター入り口付近までトラック等の大型車両の通行も多い上に、歩道がないため、危険である。	市土木課	八次小学校から八次コミュニティセンターまでは歩道整備を行っていただいているが、八次中学校から給食センター付近までの歩道の設置をお願いしたい。	○			○					○	現在、八次小学校から八次コミュニティセンターまでの歩道整備を実施しました。その他区間の実施について、検討します。
7	八次小	国道183号 三次市四拾貫町 横原プロパン、京セラ付近	①歩道横の壁面から草が伸びて垂れてくる。特に夏場は、傘に引っかかったり、雨が垂れたりしてきて危険。 ②冬の積雪の際、除雪された雪が歩道に積もるため、子どもが歩きにくい。	県維持課	①草が伸びてきたら、随時、草刈りを行ってほしい。 ②歩道の除雪は、県では実施していないことだが、もともと狭い歩道の上に雪が積もると、歩きにくくまた、車道に出なければならぬ場合も生じてくるので、歩道の除雪を行ってほしい。	○	○					①	②	①草木への対応は、通行に支障がある場合に道路巡視等により、発見次第随時対応を行っていきます。 除草は年1回、7月上旬から8月上旬の間に行っております。 ②歩道の除雪は、県では実施しておりません。	

令和7年度通学路危険箇所改善要望一覧

■令和8年4月現在

学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	環境整備	軽微な修繕	大工事	その他	未開始	事業中	完了	不可	対応検討結果の内容
8	八次小	三次市島敷町 八次小学校～八次集会所	市土木課	①②ともにガードレール、またはフェンスとの設置を要望。				○					○	①②とも対策の必要性について経過観察します。 ②については、令和6年度に一部ガードパイプを設置しました。また、歩道のあるところは歩道を通るように指導をお願いします。
9	酒河小	市道酒河6号線 三次市東酒屋町 中国電力アパート横～旧酒屋放課後 児童クラブ付近	市土木課 土地の所有者 (中国電力 株)、市財産 管理課)	①一時停止場所での絶対停止を促すための減速帯(意図的な段差)等を設置してほしい。(R6不可) ②一方通行出口付近のフェンスの草刈り等継続的な環境整備、及びドライバーの見通しをよくするための左右のカーブミラー等を設置してほしい。(R6不可)	○	○			○				①②	①令和6年度に「歩行者注意」の路面標示を施工しました。そのため減速帯の設置は、必要性について経過観察します。 ②カーブミラーの設置は、必要性について経過観察します。(市土木課)
10	酒河小	広域農道から県道479号までの道路 三次市西酒屋町1180、1211、1202 周辺の道路 ウッドピアみよしから生協ひろしま 三次支所までの道路	市土木課	○排水溝にグレーチング等をしてほしい。 (R6不可)	○				○				○	道路側溝を蓋掛けする案件は、市街地内で歩道を整備できる用地が無い場合のため、蓋掛けの設置は困難です。 蓋掛け以外の対策について、検討します。
11	酒河小	県道三次インター線 三次市西酒屋町882-1 株式会社 コスモス付近トンネル	市土木課 NEXCO西日本	○減速を促す標識や路面標示をして、児童が水をかけられないよう、安心して通学できるように要請する。(R6不可)	○				○				○	中国縦貫自動車道から雨漏りは、令和5年度に管理者であるNEXCO西日本へ報告済みです。対策の必要性について経過観察します。(市土木課)
12	酒河小	県道479号から広域農道までの道 三次市西酒屋町411、412、415周辺 家畜市場から広域農道までの道 カフェブールから中電工三次営業 所前の道	市土木課	①歩行者側の白線の塗り直し(未開始) ②路側帯のカラー舗装(不可) ③道路脇の除草(不可) 令和4年度からの要望により、市土木課が白線の補修をする予定(未開始)	○	○			○			①	②③	①外側線(白線)の塗り直しを令和7年度に実施しました。 ②路側帯のカラー舗装は、外側線の塗り直し後の経過を観察します。 ③道路除草は、主要な幹線道路について除草作業を実施しており、その他の市道については、市民による道路除草に対する報償制度を活用し除草をお願いしている状況です。
13	酒河小	備北広域農道 三次市西酒屋町558 カフェブール 周辺の道路 カフェブール左右の広域農道	市土木課	小学校からコミュニティセンターまで車道と歩道の間にガードレールを設置(R6不可)	○				○				○	ガードレール等の防護柵は、設置基準に基づき設置しています。 ガードレールの設置に関しては、必要性について経過観察します。
14	酒河小	国道375号 三次市西酒屋町 セブンイレブン西酒屋町店前～旧酒屋 放課後児童クラブ前	市土木課	ガードレールがない箇所にポールを設置するなど、歩行者からもドライバーからも歩道と車道の境界をわかりやすくしてほしい。(R6未開始)	○				○			○		令和7年度に、歩車道境界ブロック上へポストコーン(ラバーポール)を設置しました。

令和7年度通学路危険箇所改善要望一覧

学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	環境整備	軽微な修 繕	大工事	その他	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
15	酒河小	備北広域農道 三次市東酒屋町 ウッドピアみよし（三次地方森林組 合）・三次衛生工業社	市土木課	①白線の塗り直しを要請する。（未開 始） ②歩道のない通学路であることを認知し てもらうための標識と路面標示を要請す る。（不可）	○		○		○	②		①		①外側線（白線）の塗り直しを令和7年度に 実施しました。 ②路面標示等は、令和8年度以降に実施を計 画します。
16	酒河小	備北広域農道 三次市東酒屋町 ウッドピアみよし（三次地方森林組 合）・三次衛生工業社 15と同じ	市土木課	歩道のない通学路であることを認知して もらうための標識と路面標示を要請す る。（R6不可）	○				○	○				路面標示等は、令和8年度以降に実施を計画 します。
17	青河小	県道青河江田川之内線 三次市青河町 原田大橋すぐ先のカーブ	市土木課	木が歩道に覆い被さっており、そのままですと生長 して見通しがきかず危険である。（写真より奥にも同様 に茂った箇所がある。）			○			○				支障になる箇所について、伐採します。
18	青河小	県道青河川之内線の支道 三次市青河町上青河 山崎 一男邸	市土木課	山崎邸近くの道路に、雨天時、土砂が道路に出て困っ ており、歩道が狭く児童が歩きにくい。（写真に川に 向かって土砂の流れた跡あり。県道方面の道路の真ん 中に一箇所穴もある。）				○					○	ガードレール設置は、必要性について経過 観察します。
19	神杉小	県道432号線 三次市廻神町 フジファーズ前	市土木課	①水路側溝の蓋掛け （神杉地区自治会連合会の要望事項）			○			○				令和8年度以降に複数年度に分けて継続的実 施を計画します。
20	和田小	県道431号 和知塩町線 三次市向江田町3387番地付近 和田バス停 庄原寄り200m手前の カーブ	市土木課	ガードレールが破損したまま、児童の 通学に危険が生じている。右カーブに なっており、赤いコーンも見切りが悪く 危険である。 早急にガードレールを復旧していただき たい。			○					○		令和7年7月末に復旧完了しました。
21	和田小	県道431号 和知塩町線 三次市向江田町3346番地6 和田コミュニティセンター 向かい の通学路である歩道	市土木課	通学路歩道の草刈りを要望したい。（踏 切よりコミュニティセンター前まで）			○				○			県道和知塩町線は年2回（6・8月）に除草 （車道・歩道）をしています。

令和7年度通学路危険箇所改善要望一覧

令和8年4月現在

	学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	環境整備	軽微な修繕	大工事	その他	未開始	事業中	完了	不可	対応検討結果の内容
22	川地小	県道37号広島三次線 三次市下川立町	・交通量が多く、スピードを上げて走る車が多い。 ・登校時には角度的に見通しもきくが、下校時には見通しがきかず危険である。	県維持課 警察	・横断歩道がカーブにあり、車の運転手からは児童が横断している姿が見えにくい。横断歩道の位置を三次よりの位置に変更する、または横断歩道までの数十mの位置から、危険意識を喚起するゼブラカラー舗装をする。 (三次市議鈴木委員さんの呼びかけにより、三次警察、三次交通安全教室、川地小学校 P T A、地域役員さん、本校連携して改善に向けて動いている。)	○				○		○			横断歩道の移設完了。(県維持課) 横断歩道の移設完了。(警察)
23	川西小	国道375号 三次市三若町 三若橋	国道375号は、朝の通学時間帯に車が多く、特に大型トラックや急いでいる車が多く見られる。三和方面からの坂を、スピードを出して下る車が多く、子ども達が通学時に道路を横断しようと思っても止まってくれない。尚且つ、三若橋上まで追い越し可の中央線のため、追い越した車が横断歩道にかかる非常に危険な場所になっている。事故があつてからでは遅いので、児童が安全に通学できるよう改善してほしい。	県維持課 警察	・児童が横断中であることが車の運転手にわかるように、何かよい目印があればほしい。 ・「横断歩道あり」等の注意喚起のための標識等の設置又は、道路へのペイントをしてほしい。 ・通学路の変更も考え、上田から下りる道が合流する三叉路に信号機を設置してほしい。	○			○			①	②		①横断歩道内のブルーラインを設置しております。(県維持課) ②信号機の設置基準を満たさないため、設置不可。(警察)
24	川西小	上田町三若上田線 三次市上田町1148-2付近 貞野さん家の前の道路	上田町の狭い道路をスピードを出して通る車両があるので、通学バスとすれ違うときに危険を感じる。	市土木課	道路標識等で、通学時間帯は特に注意をしてもらう表示をしてほしい。				○				○		道路標識等の設置は、対策の必要性について検討します。
25	川西小	上田町三若上田線 三次市上田町74付近 加藤愛孝さん家前	送迎バスによる通学で、対向車が見えず衝突の危険があるので、カーブミラーをつけてほしい。	市土木課	カーブミラーを付けて安全運行運行を心掛けてもらいたい。				○				○		カーブミラーの設置は、必要性について検討します。
26	君田小	県道435号線木呂田本郷線 三次市君田町東入君 君田支所前	君田小・中学校の児童生徒は君田支所前の県道435号線を歩いて登下校している。支所を過ぎた県道435号線部分は歩道がなく、通行時に工事車両等大型車両も通り大変危険な状況である。	市土木課	県道435号線の支所前から左折する箇所までの歩道の設置(君田小学校側)を要望する。				○		①		②		①令和7年度に減速を促す路面標示の設置を実施します。 ②歩道の整備は、路面標示の設置後、対策の必要性について経過観察します。
27	作木小	県道62号線 国道375号 三次市作木町	町内に空き家が多く、木や雑草が歩道へ出ている箇所がある。	県維持課	空き家の整備や道路の除草を行っていたが、子供が安心して通学できるようにしていただきたい。		○					○			草木への対応は、通行に支障がある場合に道路巡視等により、発見次第随時対応を行っていきます。 除草は年1回、7月上旬から8月上旬の間に行っております。
28	作木小	県道62号線(県道庄原作木線) 三次市作木町下作木833付近 作木小学校付近 東光坊付近	・道路がS字状になっており、カーブを抜けた先に横断歩道があるため、児童の横断に気づきにくい。 ・橋の欄干が視界を遮り、横断歩道が予想しにくく、児童の横断に気づきにくい。 ・道路の起伏の影響で、横断歩道のプリントが見えにくい。 ・国道375号の交通量増加に伴い、交通量が増えている。	県維持課	①橋の手前から、イメージバンブ、カラー舗装等による速度抑制の実施 ②「カーブの先、横断歩道あり」等の看板による、注意喚起の表示(車両通過時に電光式、フラッシュ掲示により、表示の見落としを防ぐ効果のある表示が好ましい)	○			○				○		注意して横断していただくよう、ご指導をお願いします。

令和7年度通学路危険箇所改善要望一覧

	学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	環境整備	軽微な修 繕	大工事	その他	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
29	吉舎小	国道184号の歩道 三次市吉舎町海田原～三玉 吉舎小学校登り口から海田原市営住 宅側にかけて	海田原市営住宅から三玉方面からの吉舎小学校登り 道、国道側からの吉舎小学校登り口は、毎年子どもの 背丈くらいまで草が伸びて、自動車から子どもの姿が 見えにくくなるため危険である。また、大きく張り出 していく木もあり、倒木等の危険もある。	県維持課	通学路の草刈りを早めにしていただくこ と、倒木の危険性のある木の伐採をお願 いしたい。	○	○					○			草木への対応は、通行に支障がある場合に 道路巡視等により、発見次第随時対応を 行っていきます。 除草は年1回、7月上旬から8月上旬の間に 行っております。
30	みらさか小	県道61線（県道三次庄原線） 三次市三良坂町長田 長田多目的集会所付近・吉舎分かれ 交差点付近	長田多目的集会所は、通学バスの停留所となっている 。児童が集合した時、児童の横断や、児童がふとした ときに飛び出す危険がある。 また、吉舎分かれ交差点付近は、トラック等の車の通 行量が多く、スピードを出す車が多いため、児童の横 断に大変危険である。	県維持課	長田集会所付近に、子どもの飛び出し注 意の注意喚起のための看板を設置してほ しい。 吉舎分かれ交差点には、スクールゾーン や児童横断注意の看板等、ドライバーに 注意喚起できるものを設置してほしい。	○				○				○	「子ども飛び出し注意」、「児童横断注 意」等の看板は、道路管理者では設置して おりません。
31	みらさか小	県道61号線（県道三次庄原線）、78 号線（県道三良坂総領線） 三次市三良坂町三良坂、沖江交差点 加藤組 機材センター横	信号機・横断歩道もあるが、登校時、全員が揃うまで 横断歩道手前で待つため、灰塚・総領方面から左折す る車が、「児童が渡るのか、渡らないのか」が分かり にくい。		横断時に使用する「交通安全の旗」の設 置を要望します。					○					
32	みらさか小	国道184号 三次市三良坂町三良坂 出雲大社分院前交差点から吉舎方面 へ上がる歩道	歩道の狭い場所があり、車との距離が近く危険	県維持課	ガードレールの設置					○				○	歩道幅員が狭くなることもあり、設置は行 いません。注意して通行していただくよ う、ご指導をお願いします。
33	みらさか小	国道184号 三次市三良坂町三良坂2674 出雲大社分院前交差点	歩行者がいても止まらなかったり、横断していてもギリ ギリのところまで車が来て止まったりと危険なこと がある。 交通量も多く、スピードを出す車も多い。大きな交差 点なので、子どもたちの横断に不安がある。 朝は、地域の方や警察署の方々に見守っていただい ているが、下校時は子どもたちだけなので、ドライバー になかなか気付いてもらえず、危険な状況です。	県維持課	横断歩道のカラー舗装 注意喚起と歩行者の安全確保のため、通 学路だと認識してもらうための標識の設 置の検討をお願いします。					○				○	信号機の設置があり、横断歩道も明示され ていることから、基本的にはカラー舗装の 設置は行いません。 通学路を認識の為の標識は、道路管理者と しては設置していません。
34	三和小	県道440号線 市道照円寺線 三次市三和町下板木 県道440号線と市道照円寺の交差点 照円寺	県道440号線の有原方面から直進の際、市道照円寺線へ 行く側道が分かりづらく、子供が横断していても運転 手からは見えにくい。また、直進が坂になっている 為、運転手が子供に気付きにくい。（とぼしている車 が多い。）	市土木課	「字路の数十メートル前に「側道あり」ま たは「通学路」であることを示す看板か 標識が子供型の安全標識を設置してほ しい。					○				○	看板・標識の必要性について経過観察しま す。
35	三和小	県道52号線（県道世羅甲田線） 三次市三和町羽出庭 ユノカワ資材置場	歩道がないため、車道にはみ出で歩くことになる。 カーブのため、車の速度が速く危険である。	県維持課	歩道の設置（県道52号線の甲田塚からニ イテックまで歩道がなく、危険であ る。）					○				○	当該箇所の歩道の整備計画はありません。 歩道の新規整備については、三次市への要 望書を提出してください。

令和7年度通学路危険箇所改善要望一覧

	学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	環境整備	軽微な修 繕	大工事	その他	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
36	三次中	県道434号 三次市三次町1573付近	裁判所前の通りは、7:30～8:30は一方通行になるが車両の通行量が多く、生徒が登校ときに危険。	市土木課 警察	歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて最高速度30km毎時の速度規制や7:30～8:30通行禁止の取り締まりが行われていたりしています。生徒が安全に登下校できるように旭橋から三次中学校入口の信号機までの区間においてゾーン30がドライバーにもっとわかりやすくなるように道路に塗料等を塗って注意を促すことができるように改修していただきたい。	○			○			②		①	①通行状況を確認し、対策の必要性について検討します。(市土木課) ②朝の取締りを実施しており引き続き実施していきます。(警察)
37	十日市中	国道183号より中原踏切を通過し県道470号線へ向かう途中 三次市十日市南4丁目付近 三次人形窯元入口	交通量が多く、横断歩道、信号機が無いので危険な状況が継続してあります。	市土木課 警察	横断先に歩道がない場所への横断歩道の設定が難しいとの回答なので、歩道の設置と共に横断歩道、信号機の設置をお願いしたい。	○			○					①②	①要望箇所付近の一部は歩道が未整備ですが、交差点部分は車両の出入りがあるため、歩道境界ブロック等の構造物は設置することはできません。(市土木課) ②信号機の設置基準を満たさないため、設置不可。(警察)
38	十日市中	国道183号より中原踏切を通過し県道470号線へ向かう途中 三次市十日市南4丁目付近 三次人形窯元入口	交通量が多く、横断歩道、信号機が無いので危険な状況が継続してあります。	市土木課 警察	横断先に歩道がない場所への横断歩道の設定が難しいとの回答なので、歩道の設置と共に横断歩道、信号機の設置をお願いしたい。	○			○					○	①要望箇所付近の一部は歩道が未整備ですが、交差点部分は車両の出入りがあるため、歩道境界ブロック等の構造物は設置することはできません。(市土木課) ②信号機の設置基準を満たさないため、設置不可。(警察)
			37と同じ												
39	川地中	県道37号線(県道広島三次線) 三次市下川立町503-1付近 川地小学校	現在設置してある横断歩道はカーブになっているところにあり、見えにくい。走行する車のスピードも速い。カーブの部分ではなく直線で見通しのよいところに移設をお願いする。	県維持課 警察	県道37号線 川地小学校付近の横断歩道をカーブの部分ではなく直線で見通しのよいところに移設を要望します。								① ②		①横断歩道の移設完了。(県維持課) ②横断歩道の移設完了。(警察)
			22と同じ												
40	甲奴中	県道51号線(県道甲山甲奴上市線) 三次市甲奴町小童 須佐神社・小童小・甲奴砕石場・春日井八幡神社・世羅町別追境	帰宅時刻(特に冬季)は周囲が暗くなっており、遠距離通学生徒が帰宅する道に街灯・歩道がない箇所がある。生徒が安全・安心に帰宅できない状況にある。	県維持課 市土木課	①街灯を設置してほしい。 ②路側帯の白線を引き直してほしい。 当路線は自転車通学する生徒が使用する路線であり、街灯がない又は街灯の少ない夜道は大変危険である。歩道のない箇所もあり、雪が降った路面は滑りやすく自転車で転倒する危険性がある。また、路側帯の白線が薄くなっている箇所があるので安全のために引き直してほしい。	○			○		②	② (県維持課)	①	①道路管理者による街灯の設置は行いません。 ②県道残区画線を更新しました。(県維持課) ①道路管理者が設置する道路照明は夜間において、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において、道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路交通の安全、円滑をはかることを目的に設置します。(主な設置場所:橋梁・トンネル・交差点等) 防犯灯の設置を検討してください。 参考:LED防犯灯設置補助金(担当:危機管理課) ②区画線(白線)の塗り直しを令和8年度以降に実施します。(市土木課)	
41	作木中	県道62号線(県道庄原作木線) JA-SS、作木SS(JAひろしま) 付近	・県道62号線 庄原作木線 JA-SS、作木SS(JAひろしま) 付近の横断歩道が消えかかっている。	警察	・運転していて、車からひし形マークと横断歩道帯を塗り直してほしい。							○			要望箇所の塗り直しを完了した

学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	環境整備	軽微な修 繕	大工事	その他	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
42	作木中	県道大津横谷線 足利様宅前から自治交流センターめ んがめまでの歩道	市土木課	・歩道の除雪をお願いしたい。		○							○	歩道の除雪は、対策の必要性について経過観察します。
43	作木中	国道375号 作木診療所あたりから、丹渡橋下流 数百メートルの間	県維持課 警察	歩道、もしくは自転車専用レーンをつ くってほしいです。	○			○					①②	①当該箇所の歩道の整備計画はありません。歩道の新規整備については、三次市への要望書を提出してください。（県維持課） ②片側2車線以上必要なため、設置不可。（警察）
44	吉舎中	市道敷地三玉線 三次市吉舎町矢野地 矢野地中郷集会所	市土木課	以下のことを注意喚起する看板の設置 ・車の運転手に対して、速度を落とすこ と 看板例「通学路」 ・通学に利用する生徒に対して、溝がある こと 看板例「側溝あり」	○		○						○	看板設置の必要性について経過観察しま す。
45	吉舎中	国道184号 三次市吉舎町吉舎	県維持課	歩道を広げる。	○			○					○	当該箇所の歩道の整備計画はありません。歩道の新規整備については、三次市への要望書を提出してください。水はねについては、現地確認し補修の要否検討をします。
46	吉舎中	国道184号 三次市吉舎町海田原 舎加里 松江道線下の道	県維持課	①② ・歩道の草刈りの時期を早める、または 回数を増やす。 ・草が生えないように歩道の補修をす る。 ③街灯をつけて通学路を明るくする。	○			○			①②		③	①② ・草木への対応は、通行に支障がある場合に道路巡視等により、発見次第随時対応を行っていきます。除草は年1回、7月上旬から8月上旬の間に行っております。 ・歩道内の補修は現地確認し補修の要否検討をします。 ③道路管理者による街灯の設置は行いません。